

2 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

事例3

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(0□に「2」と書き)、空白部分(「確定」と書き)。
- ② 住所(事業所などを含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

収入金額等 所得金額等

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等」の「④雑(公的年金等)」欄に転記してください。

また、「所得金額等」の「⑦雑(公的年金等)」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから12ページで求めることができます。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書B第一表

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 C市△△町3-16-4

氏名 金沢 二郎

職業 無職

生年月日 3/27/09/01

マイナンバー △△△△△△△△△△

収入金額等 所得金額等

収入金額等	所得金額等
④ 雑(公的年金等) 2499600	⑦ 雑(公的年金等) 1399600
⑤ 雑(退職所得等) 0	⑧ 雑(退職所得等) 0
⑥ 雑(雑所得) 0	⑨ 雑(雑所得) 0
⑩ 雑(雑所得) 0	⑩ 雑(雑所得) 0
⑪ 雑(雑所得) 0	⑪ 雑(雑所得) 0
⑫ 雑(雑所得) 1399600	⑫ 雑(雑所得) 1399600
⑬ 雑(雑所得) 34500	⑬ 雑(雑所得) 34500
⑭ 雑(雑所得) 0	⑭ 雑(雑所得) 0
⑮ 雑(雑所得) 0	⑮ 雑(雑所得) 0
⑯ 雑(雑所得) 0	⑯ 雑(雑所得) 0
⑰ 雑(雑所得) 0	⑰ 雑(雑所得) 0
⑱ 雑(雑所得) 0	⑱ 雑(雑所得) 0
⑲ 雑(雑所得) 0	⑲ 雑(雑所得) 0
⑳ 雑(雑所得) 0	⑳ 雑(雑所得) 0
㉑ 雑(雑所得) 0	㉑ 雑(雑所得) 0
㉒ 雑(雑所得) 0	㉒ 雑(雑所得) 0
㉓ 雑(雑所得) 0	㉓ 雑(雑所得) 0
㉔ 雑(雑所得) 0	㉔ 雑(雑所得) 0
㉕ 雑(雑所得) 0	㉕ 雑(雑所得) 0
㉖ 雑(雑所得) 0	㉖ 雑(雑所得) 0
㉗ 雑(雑所得) 0	㉗ 雑(雑所得) 0
㉘ 雑(雑所得) 0	㉘ 雑(雑所得) 0
㉙ 雑(雑所得) 0	㉙ 雑(雑所得) 0
㉚ 雑(雑所得) 0	㉚ 雑(雑所得) 0
㉛ 雑(雑所得) 0	㉛ 雑(雑所得) 0
㉜ 雑(雑所得) 0	㉜ 雑(雑所得) 0
㉝ 雑(雑所得) 0	㉝ 雑(雑所得) 0
㉞ 雑(雑所得) 0	㉞ 雑(雑所得) 0
㉟ 雑(雑所得) 0	㉟ 雑(雑所得) 0
㊱ 雑(雑所得) 0	㊱ 雑(雑所得) 0
㊲ 雑(雑所得) 0	㊲ 雑(雑所得) 0
㊳ 雑(雑所得) 0	㊳ 雑(雑所得) 0
㊴ 雑(雑所得) 0	㊴ 雑(雑所得) 0
㊵ 雑(雑所得) 0	㊵ 雑(雑所得) 0
㊶ 雑(雑所得) 0	㊶ 雑(雑所得) 0
㊷ 雑(雑所得) 0	㊷ 雑(雑所得) 0
㊸ 雑(雑所得) 0	㊸ 雑(雑所得) 0
㊹ 雑(雑所得) 0	㊹ 雑(雑所得) 0
㊺ 雑(雑所得) 0	㊺ 雑(雑所得) 0
㊻ 雑(雑所得) 0	㊻ 雑(雑所得) 0
㊼ 雑(雑所得) 0	㊼ 雑(雑所得) 0
㊽ 雑(雑所得) 0	㊽ 雑(雑所得) 0
㊾ 雑(雑所得) 0	㊾ 雑(雑所得) 0
㊿ 雑(雑所得) 0	㊿ 雑(雑所得) 0

第三表⑲欄へ(23ページ)

令和2年分 公的年金等の源泉徴収票

住所 C市△△町3-16-4

氏名 金沢 二郎

生年月日 27/9/1

マイナンバー △△△△△△△△△△

区分	支払金額	源泉徴収金額	雑所得金額
公的年金等	2,499,600	67,646	2,431,954

3 第二表を作成します。

○ 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページも併せてご覧ください。

事例3

申告書B第二表

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 C市△△町3-16-4

氏名 金沢 二郎

収入金額 2,499,600

源泉徴収額 67,646

合計所得金額 2,431,954

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額	源泉徴収額
雑	公的年金	Z市△△区××町4-3-5	2,499,600	67,646

保険料控除等に関する事項 (13~16)

保険料等の種類	支払保険料等の計(うち控除額)	調整等以外
源泉徴収分	34,500	

配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
金沢 秋子	△△△△△△××××△△△△	配偶者	29.6.1			納付済	

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

○ 保険料控除等に関する事項
あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑬ 社会保険料控除
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます(国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります)。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑬社会保険料控除」の保険料等の種類の欄に、「源泉徴収分」と書いてください。

合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額等」⑫欄の金額に、申告分離課税の所得金額(申告分離課税の配当所得等の金額は損益通算後の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(9ページ参照)。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ 所得から差し引かれる金額は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。
住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

この事例では、本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」1面の⑤欄の金額は△を付けて「申告書第三表」⑦欄に転記してください。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2400

住所: C市△△町3-16-4
氏名: カナザワ ジョウ 金沢 二郎

収入金額	所得金額
短期譲渡 一般分 ②	⑤ 短期譲渡 一般分 ⑤
長期譲渡 一般分 ③	⑥ 長期譲渡 一般分 ⑥
長期譲渡 特定分 ④	⑦ 長期譲渡 特定分 ⑦
長期譲渡 繰越分 ⑤	⑧ 長期譲渡 繰越分 ⑧
一般株式等の譲渡 ⑥	⑨ 一般株式等の譲渡 ⑨
上場株式等の譲渡 ⑦	⑩ 上場株式等の譲渡 ⑩
上場株式等の配当等 ⑧	⑪ 上場株式等の配当等 ⑪
先物取引 ⑨	⑫ 先物取引 ⑫
山林 ⑩	⑬ 山林 ⑬
退職 ⑪	⑭ 退職 ⑭
短期譲渡 繰越分 ⑫	⑮ 短期譲渡 繰越分 ⑮
長期譲渡 繰越分 ⑬	⑯ 長期譲渡 繰越分 ⑯
長期譲渡 特定分 ⑭	⑰ 長期譲渡 特定分 ⑰
長期譲渡 繰越分 ⑮	⑱ 長期譲渡 繰越分 ⑱
一般株式等の譲渡 ⑯	⑲ 一般株式等の譲渡 ⑲
上場株式等の譲渡 ⑰	⑳ 上場株式等の譲渡 ⑳
上場株式等の配当等 ⑱	㉑ 上場株式等の配当等 ㉑
先物取引 ⑰	㉒ 先物取引 ㉒
山林 ⑱	㉓ 山林 ㉓
退職 ⑲	㉔ 退職 ㉔

⑤欄: 1,557,000
⑦欄: △1,557,000
⑩欄: 1,557,000

確定申告書付表(1面下部)

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④)	⑤	1,557,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③)	⑥	

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

1 所得金額の計算		一般株式等	上場株式等
収入金額			
譲渡による収入金額 ①		700,000	5,700,000
その他の収入 ②			
小計 (①+②) ③	申告書第三表⑤へ	700,000	5,700,000
取得費(取得価額) ④		500,000	7,200,000
譲渡のための委託手数料 ⑤			57,000
小計 (④から⑤までの計) ⑥		500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額 (※1) (△を付けないで書いてください) ⑦			
差引金額 (③-⑥-⑦) ⑧		200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※2) (※3を付けないで書いてください) ⑨			
所得金額 (⑧-⑨) ⑩	申告書第三表⑩へ	200,000	△1,557,000
本年分を差し引く上場株式等に係る繰越控除後の所得金額 (※3) ⑪	申告書第三表⑪へ		
繰越控除後の所得金額 (※4) (⑩-⑪) ⑫	申告書第三表⑫へ	200,000	

確定申告書付表(2面上部)

損失の金額	繰越控除後の金額
本年の3年前分(平成令和) ①	②
本年の2年前分(平成令和) ③	④
本年の前年分(平成令和) ⑤	⑥
本年分(令和) ⑦	⑧
本年分(令和) ⑨	⑩
本年分(令和) ⑪	⑫
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①+②+③)	⑬

⑬欄: 1,557,000

【参考】
純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表(分離課税用)」に代えて「申告書第四表(損失申告用)」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

総合課税の合計額 (申告書第一表の⑪)	⑫	1,399,600
所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑫)	⑬	894,500
課税される所得金額	⑭	505,000
⑮ 対応分 ⑰	⑱	000
⑲ 対応分 ⑳	㉑	000
㉒ 対応分 ㉓	㉔	200,000
㉕ 対応分 ㉖	㉗	000
㉘ 対応分 ㉙	㉚	000
㉛ 対応分 ㉜	㉝	000
㉞ 対応分 ㉟	㊱	000
㊲から㊳までの合計 (申告書第一表の⑬)	㊴	552,500

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑲ 対応分 ⑳	㉑	252,500
㉒ 対応分 ㉓	㉔	
㉕ 対応分 ㉖	㉗	
㉘ 対応分 ㉙	㉚	30,000
㉛ 対応分 ㉜	㉝	
㉞ 対応分 ㉟	㊱	
㊲から㊳までの合計 (申告書第一表の⑭)	㊴	552,500

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額 (赤字の場合は0円) - ⑬欄の金額 = A

Aの金額が黒字の場合
Aの金額を⑭欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。次に⑮欄から㉞欄までの金額を、対応する⑲欄から㉚欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合
引ききれなかったAの金額については、原則として、⑲欄から㉞欄までの金額から順次差し引いてください。次に差し引いた残りの金額を、対応する⑲欄から㉚欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑬欄の金額(894,500円)が⑫欄の金額(1,399,600円)から引ききれているため、その残額である505,000円(1,000円未満切捨て)を⑭欄に書き、⑲欄の金額は、⑳欄に書きます。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額
63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます(10ページ参照)。

分離課税の所得金額に対する税額
一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%(他に住民税5%)ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑭欄)	所得税の税率	分離課税の所得金額に対する税額
【一般株式等】 200,000円	× 0.15	= 30,000円 (㉘欄に書きます)

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから30ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

課税される所得金額 (⑭-⑬)又は第三表上の⑭に対する税額又は第三表の⑭	⑮	000
配当控除 ⑯	⑰	552,500
政党等寄附金等特別控除 ⑱	⑲	00
住宅前払増改修特別控除等 ㉑	㉒	
再選所得控除(基準所得控除) (㉓-㉔) ㉕	㉖	552,500
復興特別所得税 (㉗-㉘) ㉙	㉚	11,600
所得税及び復興特別所得税の合計額 (㉙+㉚) ㉛	㉜	564,100
源泉徴収控除等 ㉝	㉞	
源泉徴収税額 ㉟	㊱	676,446
申告納税額 (㉟-㊱) ㊲	㊳	△112,336
第3期分の納める税金 (㉟-㊱) ㊴	㊵	00
課税される所得金額 (⑭) ㊶	㊷	112,336
公的年金等以外の合計所得金額 (㊸-㊹) ㊺	㊻	200,000
配偶者の合計所得金額 ㊼	㊽	
専業主婦控除等の合計額 ㊾	㊿	
青色申告特別控除額 ㉟	㊱	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 ㊲	㊳	676,446

⑮ 公的年金等以外の合計所得金額
公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額を記入します。詳しくは、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の30ページをご覧ください。

⑮ 配偶者の合計所得金額
「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、配偶者の合計所得金額を記入します。

⑮ 雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額
「源泉徴収税額」(㉟の金額)に記入した税額のうち、株式等の譲渡所得等、雑所得、一時所得などの金額に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を㊲欄に書いてください。

添付書類
この事例の場合、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「添付書類」の2を参照してください。

事例3

転記します。